



平成 25 年 10 月 18 日

各 位

会社名 カゴメ株式会社
代表者名 代表取締役社長 西 秀訓
(コード番号 2811 東証・名証第 1 部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション本部
IR部長 曾根 智子
(TEL. 03 - 5623 - 8501)

決算期(事業年度の末日)の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2014 年 6 月に開催予定の第 70 期定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件として、決算期の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

事業サイクルに合わせて当社の決算期を 3 月末から 12 月末に変更し、グループの決算期も同様に 12 月末に統一することで、予算編成や業績管理など経営及び事業運営の効率化を図るためであります。また、将来適用が検討されている国際財務報告基準(IFRS)に規定されている連結会社の決算期統一の必要性にも対応を図るためであります。

2. 決算期変更の内容

現在 : 毎年 3 月 31 日

変更後 : 毎年 12 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 71 期は、2014 年 4 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月決算となる予定です。

また、現在、決算期が 12 月 31 日以外の国内連結子会社につきましても、同様の変更を行う予定です。

3. 今後の見通し

第 71 期の業績見通しにつきましては、2014 年 4 月に開示予定の平成 26 年 3 月期決算短信で公表する予定です。

4. 定款一部変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行	変更案
<p>（株主総会の招集時期）</p> <p>第 11 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。</p>	<p>（株主総会の招集時期）</p> <p>第 11 条 定時株主総会は毎年<u>3</u>月に招集し、臨時株主総会は必要あるごとに招集する。</p>
<p>（定時株主総会の基準日）</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p>	<p>（定時株主総会の基準日）</p> <p>第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>1 2</u>月 3 1 日とする。</p>
<p>（事業年度）</p> <p>第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年とする。</p>	<p>（事業年度）</p> <p>第 39 条 当会社の事業年度は、毎年<u>1</u>月 1 日から<u>1 2</u>月 3 1 日までの 1 年とする。</p>
<p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p>	<p>（剰余金の配当の基準日）</p> <p>第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>1 2</u>月 3 1 日とする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>付 則</p> <p>第 1 条 第 39 条の規定にかかわらず、第 71 期事業年度は、2014 年 4 月 1 日から 2014 年 12 月 31 日までとする。なお、本付則第 1 条は、2014 年 12 月 31 日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。</p>

5. 日程

第 70 回定時株主総会開催日：2014 年 6 月（予定）

定款変更の効力発生日：同上

以上